「平成25年4月23日 規 第 7 9 号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程(平成22年規第1号)の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律 第 228 号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく 命令、通達等をいう。
 - 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。
 - 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。
 - 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
 - 五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構及び東北メディカル・メガバンク機構をいう。
 - 六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
 - 七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の 項までに定める貨物をいう。
 - 八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようと する貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下 「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判 定することをいう。
 - 九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又 は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当 該取引を行うか否かを判断することをいう。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義 は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律 第 228 号。以下「外為法」という。)及びこれに基づく 命令、通達等をいう。
 - 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。)への技術の提供(非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)への技術の提供を含む。)をいい、情報交換に伴うものを含む。
 - 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること(外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。)をいう。
 - 四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
 - 五 部局 各研究科、教育情報学教育部、教育情報学研究部、各附置研究所、病院、東北アジア研究センター、電子光理学研究センター、ニュートリノ科学研究センター、高等教育開発推進センター、学術資源研究公開センター、国際高等研究教育機構、教育情報基盤センター、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター、未来科学技術共同研究センター、学際科学国際高等研究センター、研究教育基盤技術センター、サイバーサイエンスセンター、環境保全センター、国際交流センター、埋蔵文化財調査室、動物実験センター、遺伝子実験センター、環境・安全推進センター、総合技術部、原子分子材料科学高等研究機構、情報シナジー機構及び東北メディカル・メガバンク機構をいう。
 - 六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
 - 七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の 項までに定める貨物をいう。
 - 八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようと する貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物(以下 「リスト規制技術等」という。)に該当するか否かを判 定することをいう。
 - 九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又 は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当 該取引を行うか否かを判断することをいう。

- 十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは 細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこ れらを運搬することのできるロケット若しくは無人航 空機をいう。
- 十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げ る貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をい う。
- 十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことを いう。

(組織)

- 第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
 - 二 <u>法務・コンプライアンス部長</u>並びに総務部人事課長<u>、</u> <u>法務・コンプライアンス部コンプライアンス推進課長</u>、 教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及 び国際交流課長
 - 三 輸出管理マネージャー
 - 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

- 十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは 細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこ れらを運搬することのできるロケット若しくは無人航 空機をいう。
- 十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げ る貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をい う。
- 十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

(組織)

- 第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー
 - 二 <u>コンプライアンス推進部長</u>並びに総務部人事課長、 教育・学生支援部留学生課長、財務部資産管理課長及 び国際交流課長
 - 三 輸出管理マネージャー
 - 四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

附則

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成25年4月1日から適用する。